

平成30年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成30年2月23日（金）午後2時00分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 平成30年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第2号 瑞穂市教育委員会専門委員設置規則の制定について
- 日程第4 議案第3号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第4号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第5号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第6号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第9 議案第8号 瑞穂市立牛牧第2保育所駐車場整備工事の計画について
- 日程第10 議案第9号 瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事の計画について
- 日程第11 議案第10号 瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事の計画について
- 日程第12 議案第11号 瑞穂市総合センター大ホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事の計画について
- 日程第13 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 意見聴取 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第17 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について

て

日程第18 意見聴取 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第19 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計予算について

日程第20 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について

日程第21 教育長の報告

日程第22 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

福 野 佐代子

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 山 本 康 義

教育総務課長 矢 野 隆 博

学校教育課長 村 山 邦 博

学校教育課主幹 郷 通 芳

学校教育課総括課長補佐 泉 大 作

幼児支援課長 林 美 穂

幼児支援課総括課長補佐 今 木 浩 靖

生涯学習課長	佐藤彰道
生涯学習課主幹	國枝孝治
生涯学習課総括課長補佐	広瀬常司

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	小倉孝一
-------------	------

○傍聴者

なし

開会 午後 2 時 0 0 分

開会及び開議の宣告

○教育長 只今より平成 3 0 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

日程第 1 平成 3 0 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 平成 3 0 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 3 0 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

森下委員にお願い致します。

日程第 3 議案第 2 号 瑞穂市教育委員会専門委員設置規則の制定について及び日程第 1 3 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第 3 議案第 2 号 瑞穂市教育委員会専門委員設置規則の制定について及び日程第 1 3 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則については、関連議題ですので一括審議と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第 3 議案第 2 号 瑞穂市教育委員会専門委員設置規則の制定について、平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、「瑞穂市子どもの権利条例」の制定に向けて、瑞穂市子どもの権利条例制定検討委員会における、専門的な調査結果、意見を聴取するための専門委員を選任するため。日程第 1 3 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則につい

て、瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年瑞穂市規則第48号）の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、「瑞穂市子どもの権利条例」の制定に向けて、瑞穂市子どもの権利条例制定検討委員会における、専門的な意見を聴取するための専門委員を瑞穂市教育委員会で選任できるよう、当該規則を改正する必要があるため、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 参考資料にある瑞穂市子どもの権利条例制定検討委員会を教育委員会の下に設置するのですか。

○**学校教育課長** 検討委員会は教育委員会に設置しますが、今後市長部局と連携を取り進めていく予定でいます。

○**加藤委員** 教育委員会だけの問題ではなく、幅広く検討をする必要があるものなのでしっかりと連携を取っていただきたい。

○**森下委員** 検討委員設置要綱（案）には委員の任期1年と記載がありますが、設置規則に任期を記載する必要はありませんか。

○**教育次長** 条例制定検討委員により検討した事項について、その都度専門的な調査や意見を聴取するため任期はありません。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第2号 瑞穂市教育委員会専門委員設置規則の制定について可決、日程第13 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

日程第4 議案第3号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第4 議案第3号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する

規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第4 議案第3号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、政令の改正、県による職員手当の見直し等を受け、学校の管理運営に関する事項を整備するため規則を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** ご質疑ございませんか。

- 加藤委員** 学校評議員を置くことができるとの改正ですが、今後将来的にコミュニティ・スクールについては、設置するのか設置することができるのかどちらでしょうか。

- 学校教育課長** コミュニティ・スクールは中学校校区に設置する様に要綱の整備させていただきたいと考えています。

- 森下委員** その際には学校運営協議会について、改めて瑞穂市立小中学校管理規則の条文改正があるのでしょうか。

- 学校教育課長** 瑞穂市立小中学校管理規則内の位置付けではなく、学校運営協議会の別要綱での整備を予定しています。

- 教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第3号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第5 議案第4号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第14 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について及び日程第16 意見聴取 財産（土地）の使用貸借について

- 教育長** 日程第5 議案第4号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第14 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について及び日程第16 意見聴取 財産（土地）の使用貸借につい

ては、関連議題ですので一括審議と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第5 議案第4号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、市立穂積保育所が瑞穂市公私連携保育所型認定こども園として民間事業者による運営となるため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。日程第14 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成30年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。日程第16 意見聴取 財産（土地）の使用貸借について、次のとおり財産（土地）の使用貸借契約を締結したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市保育所整備計画に基づき、平成31年度から市立穂積保育所を公私連携保育所型認定こども園として社会福祉法人に移管するに当たり、土地を無償貸与することについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第4号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について可決、日程第14 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について及び日程第16 意見聴取 財産（土地）の使用貸借について承認することと致します。

日程第6 議案第5号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第6 議案第5号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行

規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第6 議案第5号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、生津小校区及び本田小校区放課後児童クラブの利用定員数の変更並びに瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書等の様式変更をするため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 生津小校区及び本田小校区以外の施設について、定員を改正する必要はありますか。

○幼児支援課長 穂積小校区についても申込みが多数あり、平日について高学年の児童はお断りをしている状況です。長期休暇については、駅西会館を使用して高学年の児童も含め受入れを行う体制を整えています。

○加藤委員 定員の改正に伴い指導員の人員確保は問題ありませんか。

○幼児支援課長 指導員についてぎりぎりの人数です。今後も広報等で指導員の募集を行います。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第5号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第7 議案第6号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第15 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第7 議案第6号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第15 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については、関連議題ですので一括審議と

致します。

事務局より説明を求めます。

- 生涯学習課長** 日程第7 議案第6号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、巢南中学校体育館の卓球場を新たに開放することに伴い、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。日程第15 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成30年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第6号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について可決、日程第15 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第8 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

- 教育長** 日程第8 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 幼児支援課長** 日程第8 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、瑞穂市保育所嘱託医（歯科医）に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条の規定により、保育所嘱託医

(歯科医)を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、可決することと致します。

日程第9 議案第8号 瑞穂市立牛牧第2保育所駐車場整備工事の計画について

○教育長 日程第9 議案第8号 瑞穂市立牛牧第2保育所駐車場整備工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第9 議案第8号 瑞穂市立牛牧第2保育所駐車場整備工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、園児送迎用及び職員駐車場の不足に伴い、駐車場整備を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第8号 瑞穂市立牛牧第2保育所駐車場整備工事の計画について、可決することと致します。

日程第10 議案第9号 瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事の計画について

○教育長 日程第10 議案第9号 瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第10 議案第9号 瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂

市教育委員会規則第6号)第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、常に安全で快適な学校環境を整えるため、平成24年度に用地取得を行った上記事業地においてテニスコート整備を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 事業実施が遅れている理由は。

○教育総務課長 財政面から予算化が出来なかったことと、事業地が以前池であった部分を埋め立てていますので、池の水を抜き圧密沈下させることにより地盤沈下の抑制を計っていたことにより実施が遅れています。

○加藤委員 圧密を行ったことにより、整備後地盤沈下の心配はありませんか。

○教育総務課長 部分的に地盤改良を行い地盤沈下抑制の対応をする予定です。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第9号 瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事の計画について、可決することと致します。

日程第11 議案第10号 瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事の計画について

○教育長 日程第11 議案第10号 瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第11 議案第10号 瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、常に安全で快適な環境を整えるため造形室の老朽化対策、園舎・管理棟外壁等の改修工事を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加木屋委員** ほづみ幼稚園から雨漏りがあると聞いたことがありますが、今回の工事で改修されますか。

○**教育総務課長** 管理棟の雨漏りについて確認しており、今回の改修で屋根防水を行う予定です。

○**加藤委員** B棟外壁補修の内容は、表面のモルタルを撤去し補修後に塗装する内容ですか。

○**教育総務課総括課長補佐** 既設モルタル欠損部分について、鉄筋の錆をケレンし錆止め塗布後、表面補修し塗装を行います。補修については全面改修ではなく状態が悪い部分のみを行い、塗装については面塗替えを予定しています。

○**加藤委員** 子ども達の安全な環境を確保することを第一に考え、しっかりとした補修を施工していただきたい。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第10号 瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事の計画について、可決することと致します。

日程第12 議案第11号 瑞穂市総合センター大ホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事の計画について

○**教育長** 日程第12 議案第11号 瑞穂市総合センター大ホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第12 議案第11号 瑞穂市総合センター大ホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、老朽化に伴い空調機器に不具合が生じており、貸館業務に影響をきたす恐れがあるため、生涯学習施設維持管理計画に基づき機器を更新するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 2 議案第 1 1 号 瑞穂市総合センター大ホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事の計画について、可決することと致します。

日程第 1 7 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）について

○**教育長** 日程第 1 7 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 1 7 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成 3 0 年第 1 回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 7 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）について、承認することと致します。

日程第 1 8 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○**教育長** 日程第 1 8 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 1 8 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、瑞穂市教育委員

会の意見を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、平成30年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 歳出の3,956千円はどのような内訳ですか。

○**教育総務課長** 全て給食の賄材料代で、肉・魚・野菜などの食材代です。

○**加藤委員** 予算が不足したために増額補正を行うのですか。

○**教育総務課長** 歳入において7,080千円の過年度収入があり、そこから給食費負担金の不足分3,124千円を差し引いた金額を、現年の賄材料代にて還元するものです。

○**福野委員** 限定した野菜など価格高騰が見込まれる場合でも、食材の変更は行わないのでしょうか。

○**教育総務課長** 価格高騰の見込まれる食材と同等の栄養価のある食材に変更を行っています。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第18 意見聴取 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、承認することと致します。

日程第19 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計予算について

○**教育長** 日程第19 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計予算について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第19 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成30年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第19 意見聴取 平成30年度瑞穂市一般会計予算について、承認することと致します。

日程第20 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について

○**教育長** 日程第20 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第20 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年2月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成30年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第20 意見聴取 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、承認することと致します。

日程第21 教育長の報告

○**教育長** 今年度も年度末を迎えまともに入っているところです。来年度は私が就任し3年目を迎えます。初年度は実態を把握し施策を考え、本年度はその施策に対し実施し、来年度は実施した成果が表れてくると考えています。来年度においても、本当に必要な事を有効的に実施していきたいと考えています。また、穂積野球スポーツ少年団の件については、生涯学習課より関係者に意見聴取を行っています。

日程第 2 2 その他

○教育長 教育次長。

○教育次長 穂積保育所を公私連携型保育法人への移行を行っていますが、2月21日に慈雲学舎ひかり泉こども園の視察を行いました。運営方針として決めた物を与えるのではなく、素材をもって自発的に考え行動できる子どもの育成を重視されていました。また、防犯システムなどの新しい機器を導入するなど時代にマッチした運営を行われており、保育士・パパママ制度により保護者の方に来所していただき、保育所を理解していただく取組みに力を入れているなど状況の確認をしてきましたのでご報告致します。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設・解体工事の進捗状況について、現在仮園舎の基礎地盤改良が終わり建物コンクリート基礎の施工に取掛っています。進捗率は約10%となっていますのでご報告致します。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 今年度のインフルエンザによる学級閉鎖は延べ20学級が学級閉鎖となりましたが、現在は沈静化しており本日は1学級が学級閉鎖となっていますのでご報告致します。2月21日に通学路の安全について、岐阜国道事務所・岐阜土木事務所・北方警察署・都市管理課・都市開発課・総務課が集まり、瑞穂市通学路安全推進会議を開催しました。通学路における危険箇所についての対策について、今後検討が必要な箇所や早急に対処可能な箇所について確認することができましたのでご報告致します。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱について、現在総務課と協議を進めています。次回の定例会にお諮りさせていただきますのでご報告致します。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 明日2月24日の午後2時より市民センターにおいて、瑞穂市レクリエーション協会設立総会を開催致します。今後は体育協会のもと活動

していくこととなります。総合センター外壁改修工事について、当初工期は2月末の予定でありましたが、台風等の天候不順により施工できない日が多かったことから、工期を1カ月延期致しました。現在工事もほぼ完了し足場の解体を行っています。（仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託の進捗状況について、2月22日にプロポーザル方式による業者選定の第1次審査を行いました。今後3月13日に第2次審査において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し最優秀提案者及び次点者を決定します。今年度中に業務委託契約締結を行う予定です。市民の集い瑞穂2017のチラシとご案内を配付させていただきましたので、是非ご参加いただければと思います。

○教育長 次回の会議日程ですが、平成30年3月6日、火曜日、午前11時30分より平成30年第1回瑞穂市教育委員会臨時会ということでよろしくお願ひ致します。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成30年第2回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時04分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月23日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

森下 伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。